# 令和６年第１回
# 福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和６年２月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和６年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

１　招集告示…………………………………………………………………１
２　招集年月日………………………………………………………………１
３　招集の場所………………………………………………………………１
４　会議の時刻………………………………………………………………１
５　応招議員…………………………………………………………………１
６　不応招議員………………………………………………………………１
７　出席議員…………………………………………………………………１
８　欠席議員…………………………………………………………………１
９　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………２
10　議事日程…………………………………………………………………２
11　本日の会議に付した事件………………………………………………２
12　会議の経過………………………………………………………………３
（１）開会及び開議の宣告…………………………………………………３
（２）諸般の報告……………………………………………………………３
（３）議席の指定……………………………………………………………３
（４）議長の選挙……………………………………………………………４
（５）副議長の選挙…………………………………………………………４
（６）会議録署名議員の指名………………………………………………５
（７）会期の決定……………………………………………………………５
（８）承認第１号、議案第１号から第８号の提出………………………５
（９）提案理由の説明………………………………………………………５
（10）承認第１号の説明、採決……………………………………………８
（11）議案第１号の説明、採決……………………………………………８
（12）議案第２号の説明、採決……………………………………………９
（13）議案第３号の説明、採決……………………………………………１０
（14）議案第４号の説明、採択……………………………………………１１
（15）議案第５号及び第６号の説明、採択………………………………１２
（16）議案第７号の説明、採択……………………………………………１４
（17）議案第８号の説明、採択……………………………………………１５
（18）閉議及び閉会の宣告…………………………………………………１７

１　招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第２２号

令和６年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年１月１２日

福島県後期高齢者医療広域連合長　木　幡　　浩

１　日　時　　令和６年２月１３日（火）午後２時

２　場　所　　福島県福島市上町４番25号

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）３階　「あぶくま」

２　招集年月日

令和６年２月１３日（火曜日）

３　招集の場所

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）３階　「あぶくま」

４　会議の時刻

令和６年２月１３日（火曜日）　午後２時２０分開会、午後３時２０分閉会

５　応招議員

| | | |
|---|---|---|
| ３番　遠藤　忠一　君 | ４番　須田　博行　君 | ５番　佐藤　淳一　君 |
| ６番　髙橋　廣志　君 | ７番　坂本　浩之　君 | ９番　清川　雅史　君 |
| １０番　大寺　正晃　君 | １１番　高玉　良一　君 | １２番　本多　勝実　君 |
| １３番　髙橋　道也　君 | １４番　小玉　智和　君 | １５番　割貝　寿一　君 |
| １６番　吉田　義則　君 | | |

６　不応招議員

| | | |
|---|---|---|
| １番　品川　萬里　君 | ２番　内田　広之　君 | ８番　伊澤　史朗　君 |

７　出席議員

「５　応招議員」に同じ。

８　欠席議員

「６　不応招議員」に同じ。

９　地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 広域連合長 | 木幡　浩　君 | 副広域連合長 | 髙橋　宣博　君 |
| 会計管理者 | 佐藤　雅宏　君 | 事務局長 | 丹治　雅裕　君 |
| 事務局次長 | 斉藤　政宏　君 | 総務課長 | 菊田　祐子　君 |
| 業務課長 | 佐藤　朱美　君 | | |

１０　議事日程

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第　１ | 諸般の報告 | | |
| 日程第　２ | 議席の指定 | | |
| 日程第　３ | 議長の選挙 | | |
| 日程第　４ | 副議長の選挙 | | |
| 日程第　５ | 会議録署名議員の指名 | | |
| 日程第　６ | 会期の決定 | | |
| 日程第　７ | 承認第１号、議案第１号から第８号の提出 | | |
| 日程第　８ | 提案理由の説明 | | |
| 日程第　９ | 承認第 | １号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第３号　令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）） |
| 日程第１０ | 議案第 | １号 | 福島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第 | ２号 | 福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１２ | 議案第 | ３号 | 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１３ | 議案第 | ４号 | 福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について |
| 日程第１４ | 議案第 | ５号 | 令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号） |
| 日程第１５ | 議案第 | ６号 | 令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第１６ | 議案第 | ７号 | 令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第１７ | 議案第 | ８号 | 令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

１１　本日の会議に付した事件

「１０　議事日程」に記載のとおり。

## １２　会議の経過

（午後２時２０分）

### (1) 開会及び開議の宣告

事務局次長（斉藤　政宏君）定例会の開会に先立ち、ご説明申し上げます。

議長及び副議長につきましては、議員の任期満了により、現在空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の、小玉　智和議員をご紹介します、議長席によろしくお願いいたします。

臨時議長（小玉　智和君）　ただいま紹介されました小玉　智和です。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いします。

ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和６年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川　萬里君、内田　広之君、伊澤　史朗君より欠席の届がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

### (2) 諸般の報告

臨時議長（小玉　智和君）　日程第１「諸般の報告」を行います。

令和５年７月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

令和５年７月２８日付けで、澤村　和明君、令和５年８月６日付けで、清川　雅史君、令和５年９月３日付けで、五十嵐　伸君が任期満了となりました。

これにより、令和５年８月３０日告示の補欠選挙が執行され、坂本　浩之君、清川　雅史君、大寺　正晃君が当選されました。

また、令和５年１０月１３日付けで、片平　秀雄君、令和５年１１月８日付けで、三澤豊隆君、令和５年１１月１９日付けで、石橋　浩人君、渡邉　一夫君が任期満了となりました。

これにより、令和５年１１月２２日告示の補欠選挙が執行され、佐藤　淳一君、高玉　良一君、髙橋　道也君、吉田　義則君が当選されました。

### (3) 議席の指定

臨時議長（小玉　智和君）　次に、日程第２「議席の指定」を行います。

会議規則第４条第１項の規定により、今回、補欠選挙において当選された、佐藤　淳一君の議席を５番、坂本　浩之君の議席を７番、清川　雅史君の議席を９番、大寺　正晃君の議席を１０番、高玉　良一君の議席を１１番、髙橋　道也君の議席を１３番、吉田　義則君の議席を１６番に指定します。

(4) 議長の選挙

臨時議長（小玉　智和君）　次に、日程第３「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第２９２条で準用する同法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（小玉　智和君）　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（小玉　智和君）　ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、１１番　高玉　良一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長が指名いたしました、高玉　良一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（小玉　智和君）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、高玉　良一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、高玉　良一君が議場におられますので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第３２条第２項の規定によって当選を告知いたします。

高玉　良一議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長（高玉　良一君）　ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長を務めることになりました高玉　良一でございます。

議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご指導、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

臨時議長（小玉　智和君）　ここで、議長を交代いたします。

高玉　良一議長、議長席へお着き願います。

(5) 副議長の選挙

議長（高玉　良一君）　次に、日程第４「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第２９２条で準用する同法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に、１３番　髙橋　道也君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました、髙橋　道也君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、髙橋　道也君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、髙橋　道也君が議場におられますので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第３２条第２項の規定によって当選を告知いたします。

髙橋　道也副議長、前方の演壇へ登壇願います。

副議長（髙橋　道也君）　ただいま、皆様のご推挙によりまして、副議長をおおせつかりました髙橋　道也でございます。

高玉議長を補佐し、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

(6) 会議録署名議員の指名

議長（高玉　良一君）　次に、日程第５「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、３番　遠藤　忠一君、１５番　割貝　寿一君を指名いたします。

(7) 会期の決定

議長（高玉　良一君）　次に、日程第６「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日１日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

(8) 承認第１号、議案第１号から第８号の提出

議長（高玉　良一君）　次に、日程第７「承認第１号、議案第１号から第８号の提出」を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(9) 提案理由の説明

議長（高玉　良一君）　次に、日程第８「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡　浩君）本日、ここに、令和６年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、このたびの能登半島地震で亡くなられた方々に、衷心より哀悼の誠を捧げるとともに、被災された全ての皆様に対し心よりお見舞いを申し上げ、被災地の１日も早い再生を心よりお祈りいたします。

提案理由に先立ち、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成２０年４月の制度開始以来、構成市町村のご協力のもと、高齢者医療を社会全体で支える医療保険制度として、大きく貢献してきました。

少子高齢化に伴い人口構造が大きく変化する中、すべての国民がその負担能力に応じて社会保障制度を公平に支え合うものとして、本年４月から、後期高齢者の保険料負担割合について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるように見直されることとなりました。ほかにも、出産育児支援金の導入や、保険料の賦課限度額引き上げなども行われます。

本広域連合としましては、このような見直しが被保険者の負担に直接結びつくものであることから、市町村と連携し、被保険者をはじめ県民の皆様に対して、ご理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。

また、「マイナンバーカードと保険証との一体化」については、現行の被保険者証の廃止が本年１２月２日と決定されました。マイナ保険証を保有していない方には申請不要で「資格確認書」を交付することにより、引き続き安心して医療を受けることができるようになります。被保険者が混乱しないよう、市町村と連携して周知広報してまいります。

次に、健康の保持増進の取組として、令和２年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、令和６年度は県内の全市町村が実施する見込みとなりました。

また、保健事業の実施にあたっては、現在の第２期データヘルス計画にかわり、策定中の第３期計画に基づいて行います。新たな取組としては、オーラルフレイル予防の強化として、現在７５歳到達者を対象とした歯科口腔健康診査を、８０歳到達者にも実施します。健康の保持増進のための事業を、今後も一層進めてまいります。

次に、医療費適正化の取組については、医療機関からの請求内容の点検、交通事故等による第三者行為求償事務を着実に行い、適正な医療給付の支出に努めます。そのほか、ジェネリック医薬品の使用促進、被保険者に対する医療費のお知らせ等を通して、被保険者の医療費適正化への理解促進を引き続き図ってまいります。

以上、後期高齢者医療制度についての一端を申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件は、専決処分の承認が１件、条例に係る議案が３件、広域計画の策定について１件、令和５年度補正予算に係る議案が２件、令和６年度当初予算に係る議案が２件、合わせて９件です。

「承認第１号」は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたものであり、同条第３項の規定により報告し承認を求めるものです。

「議案第１号　福島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の制定について」は、医療給付に係る財源の年度間の調整を行うとともに、制度運営の安定化に資するため、新たに基金を設置するための条例を制定するものです。

「議案第２号　福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定の整備を行うものです。

「議案第３号　福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、令和６年度及び７年度における保険料の所得割率、被保険者均等割額、賦課限度額、賦課総額及び軽減判定所得の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

「議案第４号　福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について」は、現在の第三次広域計画の期間が今年度末で満了となるため、令和６年から１１年度までを計画期間として、第四次広域計画を策定するものです。

「議案第５号　令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８５０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を１２億7，０００万円余とするものです。

この補正につきましては、先の令和５年第２回議会定例会で議決をいただきました、令和５年度一般会計補正予算（第１号）において、繰越金の補正額に誤りがあったことから是正を行うものです。

議員の皆様には、取り急ぎ、９月に文書をもってご説明申し上げましたが、改めて深くお詫びを申し上げます。

関係する職員には、口頭での厳重注意とする処分を行いましたが、議長から、今後、このような誤りがないようにとの申し入れをいただいております。再発防止を徹底してまいります。

「議案第６号　令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」は、療養給付費等の減により、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２２億2，７００万円余を減額し、歳入歳出予算の総額を、２，６１５億5，９００万円余とするものです。

「議案第７号　令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、前年比２億7，５００万円余の減額となる９億7，２００万円余とするものです。

「議案第８号　令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、前年比２２億9，５００万円余の減額となる2，５４８億6，０００万円余とするものです。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

（10）承認第１号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第９「承認第１号　専決処分の承認を求めることについて　専決第３号　令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　承認第１号「専決処分の承認を求めること」について、別冊のＡ４横型の議案説明資料で説明いたします。

１ページをお開きください。

補正予算の趣旨は、国保中央会が開発・提供する次期標準システムにつきまして、令和５年度予算に更改費用を計上していたところ、開発遅延により運用開始が１年延期されたことから、２年度にわたり更改対応を行うため、必要な費用を令和６年度に繰り越すとともに、一部事業において令和５年９月までに複数年の契約を要することとされたことから、債務負担行為を計上するものです。

補正の内容は、繰越明許費として３億１２８万６千円、債務負担行為として３億２，２６１万９千円、債務負担行為の期間を令和５年度から令和１１年度までとして計上しました。

当該補正予算は、急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和５年８月３０日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第１号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、承認第１号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第１号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、承認第１号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（11）議案第１号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１０「議案第１号　福島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第１号「福島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条

例の制定について」説明いたします。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

当該条例制定の趣旨は、後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整を行うとともに、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、福島県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金を設置するものです。

基金に積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計予算において定めるものとし、基金の処分は、保険給付のための財源に充てるとき、保険料率の調整を図るための財源に充てるときに限り可能とする内容となっています。

当該基金の設置につきましては、令和５年度予算において、令和４年度決算剰余金から積み立て、令和６年度当初予算から、保険料上昇抑制財源等として繰入を行います。

施行日は、公布の日です。

議案第１号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、議案第１号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(12) 議案第２号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１１「議案第２号　福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第２号「福島県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることから、所要の改正を行うものです。

変更箇所は、４ページから５ページの新旧対照表をご覧ください。

施行日は、令和６年４月１日です。

議案第２号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、議案第２号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(13) 議案第３号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１２「議案第３号　福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第３号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

議案説明資料の６ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、令和６年度及び令和７年度における保険料の所得割率、被保険者均等割額、賦課限度額、賦課総額及び軽減判定所得の改正を行うものであります。

主な内容につきましては、先ほどの「（１）議会運営協議会における報告事項について」の「ウ　令和６・７年度の保険料率（案）について」において、ご説明したとおりです。

当該条例の改正箇所につきましては、８ページから１１ページの新旧対照表をご覧ください。

施行日は、令和６年４月１日です。

議案第３号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、議案第３号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(14) 議案第４号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１３「議案第４号　福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第４号「福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について」説明いたします。

議案説明資料の１２ページをご覧ください。

当該計画の策定につきましては、医療制度を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応し、高齢者医療制度が健全かつ円滑に実施されるよう、本広域連合と構成市町村が連携を強化し、制度の安定かつ効率的な運営を図るために、新たな広域計画の策定を行うものです。

１４ページをお開きいただき、右側の欄をご覧ください。

第四次広域計画の基本目標ですが、健全かつ円滑な制度運営のもと、被保険者が安心して、できるだけ長く自立した生活を送り、適正な医療給付を受けることができることを目標としています。

施策の方向性は、「高齢者保健事業の推進」、「医療費適正化の推進」、「持続可能な制度運営」３つを大きな柱として、記載の主な内容で整理しました。

実施期間は、令和６年度から令和１１年度までの６年間とし、変更が適当であると認められるときは、議会の議決を経て、随時改定を行うものとします。

なお、第四次広域計画の詳細につきましては、別冊1をご覧ください。

議案第４号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、議案第４号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。
お諮りいたします。
議案第４号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。
よって、議案第４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（15）議案第５号及び第６号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１４「議案第５号　令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」及び日程第１５「議案第６号　令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」は、関連がありますので、一括議題にしたいと思います。
お諮りいたします。
一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）ご異議なしと認め、一括議題といたします。
事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第５号「令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」について説明いたします。
議案説明資料の１５ページをご覧ください。
当該補正予算につきましては、令和５年７月１９日に開催しました令和５年第２回議会定例会にて、「繰越明許費８５０万円を令和５年度予算に重複して計上する」という誤った内容で議決を受けた案件につきまして、適正な内容に修正するための補正予算となります。
重複計上した誤りにつきましては、発覚した昨年９月に連合長・副連合長へ報告するとともに、議長・副議長を訪問し、ご説明し、全議員あてに文書にて報告し、令和６年第１回議会定例会へ補正予算を提出するようご指示をいただき、今回、対応させていただくところです。
二度とこのような誤りを起こさないよう、作業手順書の改定及び確認すべき箇所の特定など、マニュアル化し、複数人でチェックするなど、再発防止の徹底に努めてまいります。
補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ８５０万円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに　１２億7，０８７万４千円とするものです。
歳入でありますが、４款「繰越金」１項「繰越金」１目「繰越金」を８５０万円減額し、歳出ですが、下段の表、４款「予備費」１項「予備費」１目「予備費」を同じく８５０万円減額するものです。
議案第５号の説明は、以上となります。
引き続き、議案第６号「令和５年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について説明いたします。
議案説明資料の１６ページをご覧ください。
歳入の主な補正内容を申し上げます。

まず、第１款「市町村支出金」は、４億４，３００万円余の増額です。

これは、保険料等負担金のうち保険基盤安定負担金が、軽減対象者の増により４億５，３００万円余の増、療養給付費負担金が令和４年度分の追加負担の増により５，１００万円余の増によるものです。

第２款「国庫支出金」は、９億４，８００万円余の減額ですが、これは、療養給付費負担金が、給付見込みの減により５億９，４００万円余の減、調整交付金が４億２，６００万円余の減などによるものです。

第３款「県支出金」は、２，２００万円余の減額ですが、これは、給付見込みの減により、療養給付費負担金が１億９，８００万円余の減、レセプト１件あたり８０万円を超える高額の医療レセプト件数の増加などにより、高額医療費負担金が１億７，５００万円余の増によるものです。

第４款「支払基金交付金」は、給付見込みの減により１６億７，２００万円余を減額するものです。

次に、歳出の主な補正内容を申し上げます。

１７ページをご覧ください。

第１款「総務費」は、２，０００万円余の減額ですが、これは、医療費適正化等推進事業について、レセプト二次点検等の委託料の契約額確定による減などによるものです。

第２款「保険給付費」は、２２億円の減額ですが、これは、２割負担導入等により、療養給付費が５３億６００万円余の減となる一方で、高額療養費は２９億２，１００万円余の増となったことなどによるものです。

第４款「保健事業費」は、４億６，５００万円余の減額ですが、これは事業の実績に基づき、健康増進事業費を減額するものです。

第６款「基金積立金」は、先ほど議案第１号でご説明しました運営安定化基金に、令和４年度までの剰余金８０億１，４００万円余を新規に積み立てるものです。

第７款「諸支出金」は、令和４年度の決算額の確定により、療養給付費負担金等償還金の額が確定したことから、３，２００万円余を増額するものです。

第８款「予備費」は、７５億９，１００万円余の減ですが、これは、予備費として２億円余を除いた額を基金積立金に移管するものです。

以上により、表の一番下の計の欄に記載のとおり、当該補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２２億２，７０７万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，６１５億５，９５５万７千円とするものです。

最後に、別冊２の１０ページをご覧ください。

第２表「債務負担行為補正」の５つの業務について、記載されている期間と金額で債務負担行為を定めるものといたします。

議案第６号の説明は、以上となります。

議案第５号及び第６号について、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）それでは、議案第５号及び議案第６号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５号及び議案第６号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号及び第６号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(16) 議案第７号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１６「議案第７号　令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第７号「令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について説明いたします。

議案説明資料の１８ページ、Ａ３版横のカラーのページをご覧ください。

左側が一般会計です。

歳入は、市町村から共通経費として納付される分担金及び負担金が９億３，８００万円余で、全体の約９６％を占めています。

歳出は、民生費が８億４，４００万円余で、全体の約８６％を占めています。

続いて、１９ページをご覧ください。

上の表が歳入、下の表が歳出です。

はじめに、歳入について、主なものを申し上げます。

第１款「分担金及び負担金」９億３，８００万円余は、構成市町村からの共通経費負担金で、標準システム更改等により特別会計に繰り出す共通経費所要額の減により、対前年度比２億７，８００万円余の減となります。

第４款「繰越金」３，３００万円余は、前年度からの繰越金です。

第５款「諸収入」は、市町村からの派遣職員が、公舎に入居する際の家賃自己負担分及び会計年度任用職員等の社会保険料納付金です。

続きまして、歳出ですが、第１款「議会費」８８万円余は、議員１６名の報酬等です。

第２款「総務費」１億１，６００万円余は、派遣職員人件費のうち、事務局長、次長、総務課職員の人件費負担金及び事務局管理運営費等です。

一般管理費が対前年度比で１，０００万円余の減となっているのは、業務課の会計年度任用職員任用費を特別会計へ移動させたことによるものです。

第３款「民生費」８億４，４００万円余は、特別会計で執行する事業費に充てるための繰出金、派遣職員人件費等です。

対前年度比で２億９，３００万円余の減となっているのは、標準システム更改等に係る事務費繰出の減などにより、特別会計事務費等繰出金が１億４，３００万円余の減、さらに、業務課に属する派遣職員及び任期付職員等の人件費等を特別会計へ移動したことにより、派遣職員人件費等が１億５，０００万円余の減となったことによるものです。

以上により、合計欄に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、９億７，２２０万円とするものです。

議案第７号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、議案第７号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第７号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

(17) 議案第８号の説明、採決

議長（高玉　良一君）　次に、日程第１７「議案第８号　令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治　雅裕君）　議案第８号「令和６年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について説明いたします。

議案説明資料の２２ページをご覧ください。

この資料は特別会計予算の概要です。

中央のグラフは歳入、歳出の構成比率を示しています。

右側の歳出については、水色の部分の「保険給付費」が、２，５１８億４，２００万円余で、歳出全体の９８．８％を占めています。

主な給付についてご説明いたします。

右端の「保険給付費」の枠をご覧ください。療養給付費が、２，３５８億３，６００万円余です。

主な内訳ですが、①療養の給付費２，３０９億５，３００万円余は、医療機関等へ支払う医療費等です。

②入院時食事・生活療養費２８億９，０００万円余は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。

④療養費１９億９，２００万円余は、補装具の作製や、柔道整復、針・灸・あんま・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、訪問看護療養費１５億１，２００万円余は、在宅療養されている方が、指定訪問看護を受けた場合に支給するものです。

次に、高額療養費１２５億９，８００万円余は、一月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。

次に、葬祭費１０億６，９００万円は、被保険者が死亡した場合に、葬祭の執行者に１件あたり５万円を支給するものです。

次に、下の枠の「その他の支出」ですが、特別高額医療費共同事業拠出金１億１,２００万円余は、レセプト１件あたり４００万円を超える高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金等です。

次に、保健事業費１４億８，６００万円余は、健康診査事業や、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る保健事業を市町村に委託する費用です。

次に、総務費９億３，１００万円余は、被保険者資格管理費用、療養給付費の支給に係る事務費、医療費適正化推進事業等に係る費用です。

次に、支払基金拠出金２億８００万円余は、新設された出産育児支援金を支払基金に拠出する費用です。

次に、公債費、諸支出金３，６００万円余は、被保険者の資格喪失等に伴う保険料還付に要する費用です。

次に、予備費２億４,２００万円余は、年度途中における予算の不足や予定外の支出等に対応する際の財源とするものです。

続きまして、歳入ですが、グラフの左側をご覧ください。

歳出の財源として、上から４つ、黄土色、黄色の部分は、国の普通調整交付金及び国・県・市町村の定率負担金からなる公費負担で、全体の４７．９％となっています。

上から５つ目の緑の部分、支払基金交付金は、現役世代からの支援金として支払基金から交付される交付金で、全体の３８.０％となっています。そして、被保険者が負担する保険料等、薄水色と水色の部分が９．８％、その他が４．３％となっています。

それでは、上から順にご説明いたします。左側の囲みも併せてご覧ください。各表題の色はグラフの色と対応しています。

まず、黄土色の国の普通調整交付金２２６億５，１００万円余は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため交付されるものです。

次に、黄色の部分、国・県・市町村が定率で負担する療養給付費負担金は、療養給付等に係る費用について、国が５９６億８００万円余を、県と市町村は、それぞれ１９８億６，９００万円余を負担するものです。

次に、緑色部分、支払基金交付金９６９億７，２００万円余は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。

次に、薄い水色、保険料１９０億５，９００万円余は、被保険者が納める保険料です。

次に、水色、公費補てん５８億1,０００万円余は、低所得者等の保険料軽減分で、県、市町村が、保険基盤安定負担金として負担するものです。

次に、ピンク色の部分、高額医療費に対する支援２９億6，２００万円余は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する高額医療費負担金及び著しく高額な医療費が発生した場合に交付される特別高額医療費共同事業交付金です。

次に、紫色の部分、原発事故に係る財政支援２８億5，９００万円余は、原発事故による被保険者の保険料の減免及び窓口で支払う一部負担金の免除に係る費用が国から補填されるものです。

次に、肌色の部分、運営安定化基金繰入金２０億３００万円余は、保険給付、保険料率の調整を図る財源として、運営安定化基金から繰り入れるものです。

次に、繰越金7億6，５００万円余は、令和５年度決算見込による繰越金を計上するものです。

最後に、その他の収入２４億2，８００万円余は、健康診査事業にかかる市町村負担金及び国庫補助金、一般会計からの事務費等繰入金です。

以上によりまして、ページ中央上部に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ２，５４８億6，０３９万８千円とするものです。

議案第８号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（高玉　良一君）　それでは、議案第８号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論なさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第８号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉　良一君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

（18）閉議及び閉会の宣告

議長（高玉　良一君）　これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和６年第１回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後３時２０分）